

社会医療法人 松本快生会行動計画

I 総論

1. 目的・当院の果たすべき役割

- ① 当院は「心の医療をもって、地域住民に貢献する」を理念とし診療活動を行ってきた。職員が育児責任を全うできるようにすることは、職員の不安を取り除きゆとりの心をもって職務に従事でき、患者さんに心の医療を提供できると考えている。職員の意見を聞きつつ、計画を策定・実施し、目標の達成に向けて努力することとする。
- ② 当院では、専門的な知識・技能を有する職員が出産・育児を理由とする退職をせず、当院で働き続けることができる環境を整備することとしている。この当院の方針を明らかにする為に、計画を策定・実施し、目標の達成に向けて取り組むこととする。

2. 目標年限(計画期間)

- ・ H27 年 4 月～R7 年 3 月

3. 職員への周知徹底

- ① 各部所の所属長が出席する運営会議にて計画の発表・説明を行う。
- ② 出産を控えた職員もしくは、それを控えた配偶者がいる職員には個々に書面をもって説明を行う。
- ③ 本行動計画の推進を図る為、全職員対象にした研修会を開催する。

II 具体的方策のメニュー

1. 妊娠・出産期の配慮

- ① 「母性健康管理指導事項連絡カードの利用の呼びかけを行う。
- ② 「子出生時の父親最低 2 日間の休暇」の取得を奨励する。

2-1 子育てと仕事が両立できる環境の整備

- ① 育児休業は、法律に基づく労働者の権利であることを周知する。
- ② 労働者の経済的な不安感を軽減するために「育児休業給付金」や育児休業期間中の社会保険料負担の免除について周知する。
- ③ 出産や育児の為に退職して、その後 3 年以内に再就職を希望したときは、優先採用する。
- ④ 出産や育児の為に他社を退職した者について、その技術・能力等を評価しつつ、積極的な採用に努める。
- ⑤ 育児休業取得率の明確な数値目標の設定(70%)

2-2 子育てにおける子供と過ごす時間の拡大

- ① 勤務時間の短縮制度について周知する。
- ② 協同育児支援として、男性職員に対し子供の定期検診時に合わせ年 5 日の休暇を与える。(満 1 歳になるまで)

2-3 相談窓口の設置・情報提供

- ① 次世代育成支援対策が適正かつ有効に実施される様に、庶務課が窓口となって情報提供を行う。
- ② 社員の家族向けに病院の福利厚生制度に関する情報を提供する。(うえるびいの冊子の配布・月次パンフレットの配布)

2-4 事業所内託児所の整備

- ① 事業所内託児施設を継続して運営する。
- ② 事業所内託児施設の教材の充実を図る。
- ③ 学童保育支援として、小学生低学年(3年生の1学期まで)までの学童を保育する。